

平成21年度 公共事業再評価 審議内容整理表 (第4回部会終了時点)

【総括表】 ※第1回部会は制度説明、審議の進め方等の説明であるため、審議内容整理票は省略。

No.	事業名	概略審議	報告	詳細審議	審議結果
1	(一)大衡仙台線 小野道路改良事業	第3回			継続
2	みやぎ県北高速幹線道路整備事業(Ⅰ期)	第3回			継続
3	(主)丸森柴田線 坂津田道路改良事業	第3回			継続
4	(主)河南築館線 松崎道路改良事業	第3回	第4回		継続
5	(一)半田山下線 小平道路改良事業	第3回			継続
6	広域河川 白石川(荒川)河川改修事業	第4回			継続
7	広域河川 増田川(川内沢川)河川改修事業	第4回			継続
8	津谷川総合流域防災事業	第4回			継続
9	真野川(上流)総合流域防災事業	第4回			継続
10	洞堀川総合流域防災事業	第4回			継続
11	侵食対策事業 大曲海岸	第4回			継続
12	南野尻沢2通常砂防事業	第3回			継続
13	大沢川火山砂防事業	第3回	第4回		継続
14	かんがい排水事業(迫川上流地区)	第2回			継続
15	かんがい排水事業(迫川上流3期地区)	第2回			継続
16	かんがい排水事業(大崎西部2期地区)	第2回			継続
17	経営体育成基盤整備事業(田尻西部地区)	第2回			継続
18	経営体育成基盤整備事業(敷玉西部地区)	第2回			継続
19	経営体育成基盤整備事業(北上地区)	第2回			継続
20	湛水防除事業(槻木地区)	第2回			継続
—	【農業農村整備事業共通】	第2回		—	—

企画部 行政評価室

事業番号	1	事業名	一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 平成17年度の現況交通量は、平成11年度調査の推定値となっているが、問題ないのか。 (第3回:橋本副部長)	◎ ネットワークが全部形成されてなく、交通量が大きく国道4号から転換している状況ではないため、問題ないと考える。	
②	○ 事業期間が前回評価から3年延長した要因は、残土処理の調整ということであるが、完成を早められないのか。費用を増額しても、B/Cが高いので早期完成を目指すべき。検討願いたい。 (第3回:河野委員)	◎ そのとおりである。ただし、当工区が完成しても、ネットワークが完成しないので、総合的に判断したい。	
③	○ 前回評価から残土処理において5億円増額となっているが、その要因は運搬費用、運搬距離のどちらが要因か。また、今後も増額になる可能性はあるのか。 (第3回:小野寺委員)	◎ 増額の要因は運搬距離が長くなったためである。また、受け入れ先が決定しているため、今後の増額は無い。	
④	○ 土砂搬入先の区画整理事業は県事業なのか。 (第3回:橋本副部長)	◎ 組合土地区画整理事業になり、地権者らが土地区画整理組合を立ち上げ、事業を進めている。都市計画区域の中の事業なので公共性が高い事業である。	
⑤	○ 区画整理事業は、予算的に県とは直接関係ないのか。 (第3回:橋本副部長)	◎ 土地区画整理事業で完結する事業費で賄われている。	
⑥	● 残土処理の問題等含めて、関係する計画との整合性等を調整しながら事業を進め、工期を短縮する努力をしてほしい。 (第3回:林山部長)		
	附帯意見候補		
⑦	● 継続妥当とする。 (第3回:林山部長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<input type="checkbox"/> 継続妥当 <input type="checkbox"/> 条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり（休止、中止等） ・詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	2	事業名	みやぎ県北高速幹線道路整備事業(Ⅰ期)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調書2頁において、工法変更等による事業費の削減が大幅に行われているが、安全性や耐用年数等で問題はないのか。また、当初計画が甘かったのではないか。 (第3回:橋本副部会長)	◎	基本的に、同等の効果を得られるという前提で事業費の削減を行っているため問題ない。また、地質状況など、事業を進めていく段階で明確になる場合もあり、結果としてコスト削減が可能となった。
②	○ 交通量推計の妥当性について説明願いたい。また、これは国土交通省で推計しているのか。 (第3回:富樫委員)	◎	交通量推計を行う場合、ネットワークの現況再現性について、実測値と比較し、確認した上で、将来予測を行っている。なお、使用する基礎データは、国土交通省が実施する道路OD調査で算出したデータを使用しているが、交通量推計は県で行っている。
③	○ 将来的には東北縦貫自動車道と結ぶ計画であるが、分断して工区を進めるよりも、ジャンクション部分と同時並行し、開通した方が利便性が高いと思うが。 (第3回:富樫委員)	◎	指摘のとおりである。県としては、有料区間と無料区間の接続手続に時間を費やすことが想定されたこともあり、三陸縦貫自動車道の延伸に合わせて、みやぎ県北高速幹線道路の整備を進め、最後に登米IC、築館ICを連結する考えであった。
④	● 継続妥当とする。 (第3回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	3	事業名	主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 事業が遅れている原因が相続手続ということだが、数年もかかるのか。 (第3回:林山部会長)	◎ 相続関係人が110名以上で、非常に難航している。	
②	● 土地収用の手続も始めているため、原案どおり事業継続とする。 (第3回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	4	事業名	主要地方道河南築館線 松崎道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調書5頁、費用対効果の便益において、前回評価と比べ変動があるが、理由を説明願いたい。 (第3回:橋本副部長)	◎	理由としては、原単位の変更と、将来交通量について再配分を行ったためである。前は簡易手法で行っていたが、今回はネットワークを構築して配分を行っている。
②	○ 残事業B/Cの便益が全体B/Cの便益より大きい理由を説明願いたい。 (第3回:河野委員)	◎	全体B/Cの便益は平成18年度から部分供用しており、その便益を加味しているが、計算上、未改良区間がボトルネックとなり、全工区完成までの5年間は便益が発生しない結果となっている。残事業B/Cは基準年以降、発生した便益をのみを計算しているため18年度部分供用分はふくまれていないが、結果として残事業B/Cが大きくなった。
③	○ 残事業便益と全体便益の便益発生年次の考え方について整理し、次回部会で報告願いたい。 (第3回:林山部会長, 河野委員)	◎	第4回部会:資料2により報告。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">第4回部会で報告済</div>
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<p>■継続妥当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議 		

事業番号	5	事業名	一般県道半田山下線 小平道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調書5頁の将来交通量が現況交通量の倍以上となっているが、その要因は何か。 (第3回:林山部会長)	◎	将来は常磐自動車道山元ICと直結するため、この路線に集中すると思われる。
②	○ 原案どおり、事業継続とする。 (第3回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	6	事業名	広域河川 白石川(荒川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調査4頁の治水安全度について、算定方法等を説明願いたい。 (第4回:橋本副部長)	◎ 治水安全度は、流域の雨量等を考慮し、河川ごとに決定している。治水安全度1/20であれば、20年に1回の降雨を想定し、事業規模を決定している。	
②-1	○ 調査5頁【前回評価時との違いの要因】に記載されている「氾濫区域内の資産減少によるもの」とあるが、具体的に説明願いたい。 (第4回:宮原委員)	◎ 想定される氾濫区域内にある家屋資産等の資産数にマニュアルや統計年鑑等の単価を掛けて算出しており、今回の場合は、経年変化等により減額となっている。	
②-2	● 調査5頁【前回評価時との違いの要因】に被害額算定単価上昇、浸水区域拡大についても追記すべき。 (第4回:河野委員)	◎ 修正する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">修正し、評価書へ反映</div>	
③	○ H40年度完成予定であるが、残事業B/Cが13.7であり、事業効果が高いので、もう少し早く完成させることは可能か。 (第4回:河野委員)	◎ 予算があれば対応可能であるが、厳しい状況である。県内の各河川は優先順位を付け、土木行政推進計画等で実施している。理解願いたい。	
④	○ H14年頃から、河川整備計画策定に関わる意見交換会を県全体で開催していると思うが、土木行政推進計画の見直しに反映されていると理解して良いか。 (第4回:富樫委員)	◎ 河川整備計画は広く住民等の意見を聴きながら、整備計画の内容を決めるものであり、土木行政推進計画は今後10年間の限られた予算の中で、どのような事業展開を行うかというものである。河川整備計画で位置づけられた事業を実施するが、最終的には土木行政推進計画の中で予算上の制約を考慮しながら、改めて優先順位を決定し、事業展開をしている。	
⑤	○ 他の河川事業も含めて、完成年度が延長しているが、B/Cに関係なく、予算が原因と理解して良いか。 (第4回:富樫委員)	◎ 基本的に予算上の制約要因が大きい。	
⑥	○ 近年、豪雨等による災害が多く、気象条件等が変わってきていると思うが、治水安全度等の基準について、見直しを行う必要があるか。 (第4回:両角委員)	◎ 大規模災害が発生すれば、計画の見直しを行った上で、事業を実施することになる。また、近年は施設整備が進まない部分は、ハザードマップ作成等のソフト対策で補いながら事業を進めている。	
⑦	● ②-2の追加事項を記載することを条件に事業継続妥当とする。 (第4回:林山部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり（休止、中止等） ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	9	事業名	真野川(上流)総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	● 専門用語が多すぎる。公開されるのであれば、注釈等付けるべきである。 (第4回:風間委員)	修正し, 評価書へ反映	
②	○ 再評価調書の対照表(事業費, 事業期間, 費用対効果)に, 過去に行っている再評価については全て掲載すべき。事務局と調整し, 検討願いたい。 (第4回:林山部会長)	◎ (事務局回答) 他の事業種も含めて検討する。 事務局検討事項	
③	○ 調書5頁に記載されている1/43確立年について説明願いたい。 (第4回:富樫委員)	◎ 真野川については過去に大きな被害を受けたときの実績から, その雨量を確率処理して1/43確率年としている。 理由を追加し, 評価書へ反映	
④	● 事業継続妥当とする。 (第4回:林山部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	10	事業名	洞堀川総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	—	◎ (調書説明において) 調書5頁の「前回再評価時との違いの要因」について 修正 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">修正し、評価書へ反映</div>	
②	○ 本日審議の河川事業のうち、真野川だけ降雨実績を基に確率年を算出しているが、他の事業は実績が無いということか。 (第4回: 林山部会長)	◎ 最近の計画論上では、治山等の問題も含めて、実績降雨を包括するような形で計画している。都市部等では1/50、それ以外は1/20~1/30に設定し、県内河川のバランスを考慮して治水安全度の設定を行っている。	
③	○ (②の県の回答に関して) 治水安全度は国交省管理の下流河川と連結する場合などが影響して決まってくるものと思っていたが、そうでなければ、B/Cを算出する場合、治水レベルを一定にして計算すべきではないかと思うが。 (第4回: 風間委員)	◎ 県の管理河川は、下流部の国土交通省管理河川に合流するため、その下流河川の治水安全度も考慮しながら計画規模を設定している。	
④	● (③の回答に関して) 下流から治水安全度が決定するということが理解した。 (第4回: 風間委員)	—	
⑤	● 事業継続妥当と判断する。 (第4回: 林山副部会長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	11	事業名	侵食対策事業 大曲海岸
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 石巻側で大規模な埋立工事が施行されており、潮流が変化しているのではないかと推測されるが、当工区への影響について関連があれば説明願いたい。 (第4回:富樫委員)	◎	大曲海岸の砂の供給源は旧北上川であったが、埋立工事や防波堤の影響で遮断されている状況である。潮流については、昔と変わらず、漂砂が末端の奥松島側に堆積している状況であり、埋立工事の影響は無いと思われる。
②	● 事業継続妥当と判断する。		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	12	事業名	南野尻沢2 通常砂防事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 調書5頁に、便益計算の人命被害単価は31,000千円/人で、国土交通省の技術指針では226,000千円/人と記載されているが、この差はどのように考えたらいいか。 (第3回:橋本副部長)	—	
①-2	● (①に関して林山部会長補足) 31,000千円/人は所得額で計算しており、226,000千円/人は、さらに精神的被害額も考慮して計算した単価である。計算上は安全側の単価を採用したと理解願いたい。 (第3回:林山部会長)	—	
②	● 早期完成を望むということで、事業継続とする。 (第3回:林山部会長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	13	事業名	大沢川 火山砂防事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○	調書5頁の人命被害単価で226,000円/人とあるが、単位の記載ミスではないか。 (第3回:富樫委員)	◎ 訂正し、評価書へ反映します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">訂正し、評価書へ反映</div>
②	○	調書5頁の総便益より、現在価値化した便益が多くなっているが理由を説明願いたい。 (第3回:河野委員)	◎ 第4回部会:資料3により報告。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第4回部会で報告済</div>
③	●	次回部会で追加資料を提出いただき、再度検討することとする。 (第3回:林山部会長)	
		事業継続とした県案について	附帯意見等
審議結果		■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議	

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	14	事業名	かんがい排水事業(迫川上流地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 今回算出した便益は、前回、前々回の再評価時に算出した便益と比べるとかなり減っているが、その理由を説明願いたい。 (第2回:河野委員)	◎ 便益のうち、作物生産効果の営農に係る部分において、現況作物の作付生産体系等を実績に合わせて見直した結果、大きく減じた。	
②	○ 調書8頁、便益項目欄の「還元率×(1+建設利息率)」は何に使うのか。なぜこのような計算が必要なのか。 (第2回:林山部会長)	◎ (農林水産省便益算出マニュアルにより説明し、了解を得た。)	
③-1	○ 調書8頁、費用項目欄の関連事業はどこまでの範囲を言うのか。国営かんがい排水事業等も含まれているのか。 (第2回:橋本副部会長)	◎ 国営かんがい排水事業の受益割部分や関連するほ場整備事業が含まれている。	
③-2	○ 調書8頁、費用項目欄に記載されている事業費において、本事業よりも関連事業の事業費が高いことに違和感を感じる。 (第2回:林山部会長)	◎ 本事業は国営かんがい排水事業附帯の県営かんがい排水事業であり、末端条件として500haまでは国営、それ以下は県営となるため、国営の方が大きくなる。	
④	○ 調書2頁、事業費の費用負担内訳に記載されている関係機関や関係者とは負担割合などの調整は終了していると考えて良いか。 (第2回:橋本副部会長)	◎ そのとおりである。	
⑤-1	○ 費用対効果分析で使用している耐用年数の考え方について説明願いたい。 (第2回:富樫委員)	◎ それぞれの整備工種ごとの耐用年数を事業費相当分で加重平均し、算出している。	
⑤-2	○ 全面改修から既設利用によるコスト縮減を計画しているが、耐用年数への影響はあるか。 (第2回:橋本副部会長)	◎ 既存施設を活用した場合でも、全面改修した場合と同程度の耐用年数を期待できる工法で改修しているので、影響はない。	
⑥	● 原案どおり事業継続とする。 (第2回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	16	事業名	かんがい排水事業(大崎西部2期地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 農業農村整備事業の全体のB/Cは、ほぼ1程度であるが、概ねこのような状況か。 (第2回:河野委員)	◎ 農業農村整備事業の便益算定は、主に農業生産性向上効果に特化し、この効果に見合う事業計画となっている。実際には農村定住条件整備効果や農村環境保全効果も付随的に発生するが、算定が難しく計上していない。結果的に1に近いB/Cになっている現状である。	
①-2	● 生産性に関する便益のみで1以上となっているので、問題ないと思われる。 (第2回:山本委員)		-
②	○ 現状では、受益範囲の農家の方々の負担は無いということか。 (第2回:小野寺委員)	◎ 直接的な受益をこうむる農家の方々にも負担いただき、その負担分を費用に計上した上でB/Cを算出している。	
③	● 原案どおり事業継続とする。 (第2回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	17 18 19	事業名	経営体育成基盤整備事業(田尻西部地区) 経営体育成基盤整備事業(敷玉西部地区) 経営体育成基盤整備事業(北上地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 農業農村整備事業の費用対効果分析において、事業ごとに便益算定期間が違うが、何か根拠があるのか。 (第2回:林山部会長)	◎	便益算定期間は、事業ごとに各工種の耐用年数を加重平均して算出しているため、その工種の比率により耐用年数(便益算定期間)が変わる。
②	○ 各事業の調書8頁、費用項目において、維持管理費が計上されていないが、維持管理は行わないという考えで計算しているのか。 (第2回:林山部会長)	◎	新しい施設の維持管理は行う。計算上は費用項目の維持管理費は計上していないが、便益項目の維持管理費節減効果において、従前の維持管理費と整備後の維持管理費を比較し、軽減された分を節減効果として便益計上している。
③-1	○ 事業番号17番調書8頁、便益項目において、文化財発見効果という項目があるが、どのような算定方法か。根拠マニュアルどおりなのか。 (第2回:橋本副部会長)	◎	基本的に文化財の発掘調査・保存に要する経費を相殺する形で効果計上している。また、この算出手法は昨年度部会での指導を踏まえ、県独自の算出手法として計上している。
③-2	○ 埋蔵文化財が発見された場合は、貴重な埋蔵文化財の可能性もあるため、埋める費用を相殺するだけではなく、その価値を計るべき。 (第2回:林山部会長)	◎	工事に入る前に調査を行い、重要性を勘案しながら工事を進めている。今回の場合は、調査を行った結果、水田に復旧する了解を得ている。
③-3	○ 費用対効果の算出においては、文化財発見効果として便益に計上して相殺するのはふさわしくない。除いた方がよい。 (第2回:河野委員)	◎	事業費としては除くことはできないが、費用対効果の算出においては今後、検討する。
④	○ 各事業の調書9頁、環境への影響と対策において、メダカなどの希少種も確認されているため、工事において環境配慮の施設等を設置した場合は、完成後にその運用や留意点なども含めて営農指導等を行うべき。 (第2回:山本委員)	◎	今後、実施する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 附帯意見候補 </div>			
⑤	● 上記意見を附帯意見候補とし、経営体育成基盤整備事業3件については事業継続とする。 (第2回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	20	事業名	湛水防除事業(槻木地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 調書6頁、便益項目欄が被害額の小計となっているが、この場合は小さいほど便益が上がるということか。 (第2回:橋本副部会長)	◎ この事業は、湛水によって農地が受ける被害額を算定し、これを復旧するための工事を便益として算定している事業である。	
①-2	● 正確には被害軽減額と言ったほうが分かりやすく、便益として算定して構わない。 (第2回:林山部会長)	-	
②	● 残事業は撤去工事のみであり、原案どおり事業継続とする。 (第2回:林山部会長)		
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	-	(事業名)	【農業農村整備事業共通】 資料3 残事業に係る費用対効果分析算定資料について
委員の質問・意見等			県の回答
①-1	●	資料3, 10頁の(2)残B/Cに基づく判定について(案)に記載されている内容は, B/Cが1以上の「事業継続」のみであるため, B/Cが1未満の場合についても想定し, その対応についても充実させるべき。 (第2回: 河野委員)	
①-2	●	残B/C算出の結果について, 複数パターンを想定し, 検討願いたい。 (第2回: 林山部会長)	

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答